

更別村ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用 方針

(目的)

第1条 この方針は、更別村（以下「村」という。）の施策や行事などの情報を配信することにより、住民等の情報収集における利便性を高め、豊かな生活の実現に資することを目的に、村のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

(運用方法)

第2条 SNSは、登録された利用者同士が交流することができるWebサイトの会員制サービスをいい、村が運用するものは次のとおりとする。

- (1) L I N E
- (2) F a c e b o o k
- (3) I n s t a g r a m

第3条 村のSNSの運用主体は企画政策課とし、運用及び配信する情報の管理を行う。

第4条 村のSNSにおける情報配信は、村が行う各種事業を担当する担当課の依頼により企画政策課が行うものとする。

(配信する情報)

第5条 村のSNSにおいて配信する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 広く一般に周知する必要があると認められるもの
 - (2) 住民等の生命、身体及び財産の保護等のため緊急の必要があるもの
- 2 配信する情報には、題名を明記するとともに、担当課及び連絡先を明記することとする。
- 3 村は、国及び他の地方公共団体並びに村内において公益性が高いと認められる団体（以下「国等」という。）に対して、次

に掲げる取扱いをすることができるものとする。

(1) 国等の公式アカウントに対する村のSNSのアカウントにおけるフォロー

(2) 国等の公式アカウントが配信した内容に対する村のSNSのアカウントにおける引用又は加筆して共有する操作

4 配信する情報に対する利用者からのコメントについては、原則として返信を行わないものとする。

(免責事項)

第6条 村のSNSの運営に関する免責事項は、次のとおりとする。

(1) 村は、利用者が村のSNSの情報をを用いて行う行為について、一切の責任を負わない。

(2) 村は、利用者により配信された村のSNSに対するコメントや共有（以下「コメント等」という。）について、一切の責任を負わない。

(3) 村は、村のSNSに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でのトラブルや紛争、損害が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。

(4) コメント等の配信にかかる著作権等は、当該配信を行った利用者本人に帰属するが、配信されたことをもって、利用者は村に対し、配信の内容を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、村に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(5) 村は、予告なく村が運用するSNSの運用中止及び公開された配信内容やコメント等の削除並びに村が運用するSNS自体の削除を行うことができる。

(不適切配信に対する対応)

第7条 村は、利用者による配信内容について、下記の事項に該当する場合、予告なく削除依頼又は利用者アカウントの拒否を行うことができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人又は団体をひぼう中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 村又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想若しくは信条等による差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報 を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他の利用者や第三者等になりすますもの
- (11) その他村が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(知的財産権)

第8条 村のSNSにおいて配信する情報の知的財産権は村又は正当な権利を有するものに帰属し、私的使用又は引用等著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた行為を除き、無断で転載等を行うことはできない。

(運用方針の変更)

第9条 この方針は、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

附 則

この運用方針は、令和7年6月1日から施行する。